

公告 昭 36.12.16 出願 昭 30.2.7 実願 昭 30-4613
(抗審 昭 32-444)

出願人 考案者 栗 林 敏 夫 東京都足立区梅島町1

(全2頁)

レンズシャッター付ヘリコイド機構の写真機における
シャッターチャージ装置

図面の略解

図は本案要部の斜面図。

実用新案の説明

本実用新案はレンズシャッター付ヘリコイド機構を備えた写真機において、フィルム捲上げと同時にシャッターをチャージする装置に関するもので図面について説明するとフィルム捲取に際して回転させるレバー1に連動して常に一定量往復回転する偏心円板2に連結杆3の一端を枢着し他端をチャージ杆4と枢着連結し該リヤージ杆4には案内孔5および二又部6を設け該案内孔5に挿入螺着せる螺子によつてチャージ杆4がボデー上面で該案内孔5に沿つて摺動自在に装着され発条4'によつて常時矢印A方向の摺動習性が与えられており、鏡筒(図示せず)に回転自在に取付けられたチャージリング7の周縁の一部に屈曲片8を設け前述せるチャージ杆4の二又部6に臨ませる係合させまたチャージリング7の面上に植設せるノック9はチャージレバーリング7の面上に植設せるノック9はチャージレバーリング10に設けられた二又係合片11に嵌入係合されるごとく配設してある。

レンズシャッターの直後にはチャージリング10が回転自在にしてヘリコイド円筒前面に取付けられ突出せる屈曲片12はシャッターチャージレバー13と係合するごとく構成されている。

なお焦点調節に際しヘリコイドによつて撮影レンズ光軸上で前後進されるシャッターレバーリング10は二又状係合片11またはチャージリング7のノック9を適切な長さとして両者の係合状態を持続させるためチャージリング10の作動を容易にシャッターレバーリング10に連動出来るものである。

このように構成された本案において捲取レバー1を矢印B方向に押進回転させるとチャージ杆4は

偏心円板2および連結杆3を介して第1図においてA'方向に摺動しこのためチャージ杆4の二又部6に係合するチャージリング7はノック9の係合せるチャージレバーリング10を伴つて回転し該チャージレバーリング10の屈曲片12はシャッターチャージレバー13を摺動回転させシャッター露光作動の駆動力を蓄勢させてフィルム捲取およびシャッターのチャージ作動は完了するがこの時捲取レバー1の押進を解くと発条4'の緊張によりチャージ杆4はチャージリング7またはシャッターレバーリング10を伴つて原位置に復帰する。

焦点調節に際しても前述せるごとくヘリコイドによつてシャッターおよびシャッターレバーリング10が前後進されてもチャージリング7のノック9とシャッターレバーリング10の二又状係合片11を適切な長さとする事によつて作動を容易に連結出来るので従来ヘリコイド機構使用の写真機においてセツトレバーまたはチャージレバーを回転させるにラックピニオン等を使用する為め機構が複雑化する傾向があるが本案によれば機構が簡単にして容易な操作によつてシャッターをチャージしフィルムを捲き上げることが出来る。

実用新案登録請求の範囲

レンズシャッター付ヘリコイド機構カメラにおいて捲取レバー1の回転によりチャージ杆4を捲動させるようにし該チャージ杆4から突出させた二又部6にはチャージリング7の屈曲片8を挿入して係合させ該チャージリング7に植着せるノック9にチャージレバーリング10の二又状係合片11を嵌入係合せしめ屈曲部12をシャッターチャージレバー13と摺動係合なさしめるごとく構成されたレンズシャッター付ヘリコイド機構のシャッターチャージ装置の構造。

